

「マイナポイント活用官民連携タスクフォース」開催要綱

1. 目的

関係府省庁及び民間事業者等の連携・協力の下、令和2年度に実施を予定しているマイナポイントを活用した消費活性化策の制度設計及び官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の在り方等について検討を進めることを目的とする。

2. 名称

「マイナポイント活用官民連携タスクフォース」（以下「本タスクフォース」という。）と称する。

3. 主な検討事項

- (1) マイナポイントを活用した消費活性化策の検討
- (2) マイナポイントの自治体サービスへの拡張の検討

4. 構成及び運営

- (1) 本タスクフォースは、総務省大臣官房地域力創造審議官のタスクフォースとして開催する。
- (2) 本タスクフォースの構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 本タスクフォースには、座長を置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (4) 座長は、本タスクフォースを招集し、運営する。
- (5) 座長は、必要に応じ、本タスクフォースの構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他本タスクフォースの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5. ワーキンググループ

- (1) 座長は、必要があると認めるときは、本タスクフォースの下にワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループの構成員及び運営については、座長が定めるところによる。
- (3) ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- (4) ワーキンググループに主査を1人置く。主査は座長が指名する。
- (5) ワーキンググループの行う調査・検討の内容については、適宜、本タスクフォースに対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

6. 議事等の公開

- (1) 本タスクフォース及びワーキンググループは非公開とする。
- (2) 本タスクフォース及びワーキンググループで使用した資料については、次の場合を除き公開する。
 - ① 公開することにより当事者及び第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
 - ② その他非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (3) 本タスクフォース及びワーキンググループ終了後、議事要旨を作成し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

7. 開催時期

本タスクフォースは、令和元年9月から開催する。

8. 庶務

本タスクフォースの庶務は、総務省自治行政局マイナポイント施策推進室が行うものとする。

■ 構成員

(敬称略・五十音順)

秋本 芳徳 総務省大臣官房総括審議官

荒木 慶司 全国市長会事務総長

江島 一彦 内閣官房内閣審議官

萩原 攻太郎 株式会社三井住友銀行常務執行役員

金子 郁容 慶應義塾大学名誉教授

楠 正憲 政府 CIO 補佐官

齊藤 岳彦 イオン株式会社執行役ネット事業担当

高原 剛 総務省自治行政局長

武居 丈二 全国町村会事務総長

竹内 芳明 総務省サイバーセキュリティ統括官

長 裕章 株式会社ジェーシービー取締役兼専務執行役員

長福 久弘 LINE 株式会社取締役 COO

中山 一郎 PayPay 株式会社代表取締役社長執行役員 CEO

西山 茂 株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員グループ総務部門長

野口 忍 東日本旅客鉄道株式会社 IT・Suica 事業本部長常務執行役員

藤井 美樹也 楽天カード株式会社常務執行役員

藤木 俊光 経済産業省商務・サービス審議官

古尾谷 光男 全国知事会事務総長

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所パートナー

松尾 元信 金融庁総合政策局政策立案総括審議官

水落 辰也 株式会社セブンフィナンシャルサービス代表取締役社長

向井 治紀 内閣官房番号制度推進室長兼内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
副政府 CIO

森 健一 株式会社 NTT ドコモスマートライフビジネス本部長取締役常務執行役員

森田 圭 KDDI 株式会社ライフデザイン事業本部長取締役執行役員常務